

議会基本条例の検証結果

報告書

令和元年9月25日

佐賀市議会 議会運営等改革検討会

はじめに

議会運営等改革検討会では、任期の2年目及び4年目の2年に1度実施するとしている「議会基本条例の評価・見直し」について、平成30年10月26日の第8回検討会から平成31年4月26日の第12回検討会まで5回の議論を実施してきたところであるが、このたび一定の結論に達したので、次のとおり報告する。

【議会運営等改革検討会委員】（平成31年4月26日現在）

会長	松	永	幹	哉
副会長	中	山	重	俊
委員	御	厨	洋	行
	野	中	康	弘
	山	田	誠	一郎
	野	中	宣	明
	白	倉	和	子
	江	頭	弘	美
	千	綿	正	明
	川	崎	直	幸
	福	井	章	司
	山	下	明	子

検討結果

Ⅰ 議会基本条例の評価・見直し

本件については、重点検証条文を条文ごとに検証しており、取組内容、検証結果（評価）、今後の課題について委員間で自由討議を行った。検証の結果は別紙1のとおりである。

また、評価・見直しのサイクルについては、現在は「評価の実施時期については、任期の2年目及び4年目の2年に1度の実施とし、4年目に出た課題等については、改選後の議会に申し送りを行うサイクルとすべきである。」としているが、評価・見直しを行う中で、2年に1度の検証では検証結果に大きな変化が見られないため、議員の任期4年の中で最低1回は行うこととし、条文の見直しや検証については必要に応じ随時議員から提案できるようにすべきであるとの意見が多く、今期の議会運営等改革検討会では次のように結論付けた。

※議会基本条例第21条の検証結果（今後の課題）の内容抜粋

定期的な議会基本条例の検証については、議員の任期4年の中で最低1回は行うこととし、条文の見直しや検証については必要に応じ随時議員から提案できるようにすべきである。

また、評価・見直しの実施方法については、次回以降の検証を効率的に実施するために、重点検証条文を主に検証しており、必要に応じ重点検証条文の分類表の見直しも行う。（重点検証条文の分類表は別紙2のとおり）

なお、検証結果の中で、特に早急に検討を要する課題が見受けられたので、次ページ以降にその内容を示している。

II 早急に検討を要する課題

【第 3 条 議会の活動原則】

- ・ 団体や関係者との意見交換を行う際のルール作りが必要である。

【第 1 6 条 専門的事項に関する調査】

- ・ 制度の積極的な活用のための環境整備として、予算措置や活用に当たってのルールの明確化を検討すべきである。

【第 2 1 条 見直し手続】

- ・ 定期的な議会基本条例の検証については、議員の任期 4 年の中で最低 1 回は行うこととし、条文の見直しや検証については必要に応じ随時議員から提案できるようにすべきである。

参考資料

I 検討会の運営方法等

1 検討会の基本事項

- (1) 位置づけ 協議又は調整を行うための場（自治法 100 条 12 項・会議規則 166 条）
- (2) 委員 会派及び準会派から選出された者 12 名
会派からの選出数（各 1 名＋会長） 6 名
準会派からの選出数（各 1 名） 6 名
- (3) 会長等 会長 松永幹哉 / 副会長 中山重俊
- (4) 所管事項 議会改革に関すること（議会基本条例第 15 条で設置を規定）
・議会基本条例の検証
・議会運営委員会からの諮問事項
- (5) 会議運営 委員間で自由活発な議論を展開し、検討会としての意見集約を図る。
※会議が円滑に進むよう、各委員は自会派内調整（所属議員の意見収集・情報提供及び理解醸成等）を行い、検討会にのぞむよう努める。
- (6) 会議傍聴 原則として傍聴可とする。
※平成 27 年 4 月 1 日より全ての法定会議は原則傍聴可となった。
- (7) その他 委員の欠席に当たっては、所属会派より代理の出席を求める。

2 検討会での検討事項及び運営方法等

- (1) 検討事項
- ・議会運営委員会からの諮問事項
（専門的知見の活用について、議会 B C P の策定について）
 - ・会派について（代表者会議のあり方、各委員会の定数など）
 - ・議場設備（議場モニター等）について
 - ・議会基本条例の検証
- (2) 検討方法 検討方法は、項目ごとに委員間で自由討議を行い、その討議結果の一覧表（事務局作成）をもとに、次回会議で検討会としての意見を集約することとし、この方法を毎回繰り返すことを基本とする。

- (3) 検討終期 平成31年9月（議会内人事改選月の前月）
- (4) 開催頻度 月1回（13：30～）を基本に検討会を開催する。
※後掲の「検討スケジュール」により進捗管理を行い、必要に応じ検討会の開催頻度を調整する。
①4・7・10・1月最終金曜日
※祝日や先行して他の議会行事等の予定がある場合はその前日
②定例会招集告示日
③定例会閉会前の議会運営委員会開催日
- (5) 検討計画 正副会長が提示する検討スケジュール（P.3）に沿って進める。
- (6) 検討結果 議会運営委員会（議会）へ必要に応じ答申・報告する。
※あくまでも検討会（内部機関）としての検討結果であり、それを議会意思とするか、具体的にどのような方法で実施するか等については、議会運営委員会において判断する。ただし、当検討会の意思は十分に尊重することとなっている。
- (7) 会議情報 基本情報（検討会の位置付け、検討項目・方法・スケジュール等）は必要に応じ、詳細情報（検討状況、検討結果等）は答申するごとに、それぞれ「議会ホームページ、議会だより、議会フェイスブック等」を活用し、市民に対し情報発信する。
- (8) その他 委員間の議論に支障のない範囲で、事務局職員の発言・意見を認める。
※議会内のいろいろな分野の検討を行う検討会の性質上、少しでも多くの視点・意見を得る必要があるため。

◎ 検討スケジュール

※原則として毎月1回開催とするが、必要に応じ開催頻度を調整する。

日 程		協議(検討)内容	
		概 要	詳 細
平成 年度 29	3月12日(月)	検討会の基本事項	検討会の設置の目的及び経緯等、会議の位置付け、会議の委員、所管事項、検討方法、検討終期、開催頻度、会議傍聴ほか
平成 30 年度	4月27日(金) 6月定例会 招集告示日 6月定例会 閉会前議運後	改革検討会で協議・検討する 事項の選定 検討事項の委員間討議 (専門的知見の活用について)	
	7月27日(金) 9(8)月定例会 招集告示日 9(8)月定例会 閉会前議運後	検討事項の委員間討議 (議会BCPの策定について、 会派について、 議場設備について)	
	10月26日(金) 12(11)月定例会 招集告示日 12(11)月定例会 閉会前議運後	議会基本条例の検証 第1章 総 則 (第3条) 第2章 市民との関係 (第6条から第8条) 第3章 市長等との関係 (第9条から第12条)	議会の活動原則、市民との関係の基本原則、議会広報の充実、議会報告会、市長等との関係の基本原則、市長等による政策等の形成過程の説明、予算及び決算の審議における政策説明、市政に係る重要な計画の議決等
	1月25日(金) 3(2)月定例会 招集告示日 3(2)月定例会 閉会前議運後	議会基本条例の検証 第4章 議会の機能の強化 (第13条から第19条) 第6章 見直し手続 (第21条)	会派、政務活動費、議会改革の推進、専門的事項に関する調査、議員研修の充実強化、議会図書室、議会事務局の体制整備、見直し手続
平成 31 年度	4月26日(金) 6月定例会 招集告示日 6月定例会 閉会前議運後	検討事項の委員間討議 (議会BCPの策定作業)	
	7月26日(金) 9(8)月定例会 招集告示日	ま と め	答申・報告についての協議・決定

II 検討会の開催実績

回数	開催日	開催時間	協議事項
8回	10月26日	13:32 ～15:27	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の検証（第1章、第2章、第3章）
9回	11月22日	13:33 ～16:12	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の検証（第1章、第2章、第3章）
10回	1月25日	13:30 ～15:14	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の検証（第4章、第6章）
11回	2月19日	13:30 ～15:03	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の検証（第4章、第6章）
12回	4月26日	10:00 ～11:02	1 検討計画に基づく協議 ①議会基本条例の検証（最終まとめ）